【件名】豪州への学生査証(ビザ)発給再開についての発表(新型コロナウイルス(COVID-19)関連)

【ポイント】

●豪州政府は、学生ビザの発給再開及び新型コロナウイルスの影響を受けた留学生に対す る査証の特例措置について発表しました。

【本文】

1 豪州政府は、学生ビザの発給再開及び新型コロナウイルスの影響を受けた留学生に対 する査証の特例措置について発表しました。概要は以下のとおりです。

(1) 豪州国外の全ての場所において学生ビザの発給を再開する。これは国境が開放され た際に、既にビザを取得し渡航の準備ができていることを意味する。

(2) 新型コロナウイルスが原因でビザの有効期間内に学業を修了できない場合、無料で 追加の学生ビザ申請ができることとする。

(3) 新型コロナウイルスが原因で現在、豪州国外でオンライン学習している学生ビザ保 有者は、当該学習期間を、就学後就労ビザ(post-study work visa)要件にカウントする ことができることとする。

(4) 新型コロナウイルスが原因で豪州に戻れない卒業生は、豪州国外で就学後就労ビザ を申請することができることとする。

(5)新型コロナウイルスが原因で英語能力試験へのアクセスができない場合、申請者は 試験結果の提出に猶予期間が与えられる。

発表の詳細は下記をご参照ください。

<u>https://minister.homeaffairs.gov.au/alantudge/Pages/supporting-international-</u> <u>students-support-australian-jobs.aspx</u>

2 更にご関心のある方は、豪内務省ホームページを随時確認するか、在日本オーストラリ

ア大使館(または現在お住まいの国に所在するオーストラリア大使館)等にご照会ください。 豪内務省ホームページ:<u>https://covid19.homeaffairs.gov.au/</u>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: <u>consular@cb.mofa.go.jp</u>

大使館 HP: <u>https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト: <u>https://www.australia.gov.au/</u>

ACT政府コロナウイルス関連サイト:<u>https://www.covid19.act.gov.au/</u>

豪内務省コロナウイルス関連サイト:https://covid19.homeaffairs.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語): <u>https://www.homeaffairs.gov.au/covid-</u> 19/Pages/covid-19-Japanese.aspx?lang=Japanese

豪保健省コロナウイルス関連サイト: https://www.health.gov.au/news/health-

alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert

※当館はACT(首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関

するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州,NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館(VIC州、SA州、TAS州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は,以下の URL から 手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete